本件事業の完成により、既に供用済である本路線の他の区間等と接続し、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られ、地域産業及び地域経済の活性化に寄与するとともに、自然災害発生時等における一般国道６号等の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福島県知事及び宮城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成８年11月に、大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年４月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。オオタカについては、古巣が確認されているが、計画路線から離れた箇所であること、周辺に同様の生息環境が広がっていることなどから影響は少ないと評価されているが、起業者は今後もモニタリング調査を継続することとしている。ハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広がっていることから影響は少ないと評価されている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているヒメハッカ等の生育が確認されているが、生育地は直接改変されないことなどから影響は少ないと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が40箇所存在するが、このうち８箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る32箇所についても県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成８年12月13日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と仙台地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道６号等の代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、福島県知事を会長とする常磐自動車道建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県相馬市役所、同県相馬郡新地町役場及び宮城県亘理郡山元町役場

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

八月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

運輸事業の振興の助成に関する法律

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

議案通知書受領

八月二十四日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

運輸事業の振興の助成に関する法律案

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案

質問書提出

八月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

被災地における復興の大幅な遅れに関する質問主意書（木村太郎提出）

社会保険労務士に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問第三回質問主意書（浅野貴博提出）

密漁密輸出対策に関する日ロ関係省庁会議に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

議案付託

八月二十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（閣法第九〇号）
厚生労働委員会に付託

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（閣法第五一号）

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）
経済産業委員会に付託

議決通知

八月二十四日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

運輸事業の振興の助成に関する法律案

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案